

迷惑な客引き スカウト禁止



許しません!



迷惑!

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例が改正されました。

平成26年4月1日施行

この条例改正は、不当な客引き等について、県民に著しい迷惑をかけている実態があるため、県民生活の平穏を保持することを目的として規制の追加等を行ったものです。

禁止行為の種類

客引き	通行人などの不特定の者の中から相手方を特定し、客とするため言語又は動作によって積極的に誘う行為
誘引	呼び込みやビラ配布など、相手方を特定せずに客となるよう広く誘いかける行為
客待ち	客引きや誘引をする目的で、公衆の目に触れるような場所で、うろついたり、とどまったりする行為
勧誘	スカウト行為をいい、通行人などの不特定の者の中から相手方を特定し、一定の労力やサービスに従事するよう誘い込む行為

主な規制内容

客引き行為の禁止

(第7条第1項第1号・2号)



店とのつながりが明らかでない性風俗店や接待飲食店への客引きを禁止します。

罰則

客待ち行為の禁止

(第7条第4項)



性風俗店の客引き・誘引のための客待ちや、接待飲食店の客引きのための客待ちを禁止します。

義務規定

誘引行為の禁止

(第7条第1項第1号、第3項)



性風俗店や接待飲食店への誘引を禁止します。

第1項第1号⇒罰則
第3項⇒中止命令

スカウト行為の禁止

(第7条の2第1項第1号・2号)



風俗嬢、ホステス、AV女優等へのスカウト行為を禁止します。

罰則

深夜におけるマッサージ等の客引き行為の禁止

(第7条第1項第3号)



深夜におけるマッサージ等を称した、異性に対する客引きや異性がサービスを行うことを示す客引きを禁止します。

罰則

執ような客引き・スカウト行為の禁止

(第7条第1項第5号、第7条の2第1項第3号)



業種に関わらず、執ような客引き・スカウト行為を禁止します。

罰則

対償を供与又はその約束をして、他人に客引き行為等をさせることも禁止します。

罰則

100万円以下の罰金	他人に客引き行為等をさせること
50万円以下の罰金 又は拘留若しくは料料	客引き行為、スカウト行為 第1項第1号に該当する誘引行為 公安委員会の再発防止命令違反
30万円以下の罰金 又は拘留若しくは料料	警察官の中止命令違反

公安委員会規則で定める客待ち規制区域

千葉市中央区

- 新千葉1丁目1番
- 富士見1丁目・2丁目
- 本千葉町

(1番から7番まで及び14番から16番までの区域)

この区域において行われた、公衆に不安又は迷惑を覚えさせるような客待ちは、再発防止命令や中止命令の対象となります。

